

調達管理番号・案件名
26a00549_ニカラグア国マナグア湖の水質・汚染源管理能力向上プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026/8/19

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	7	第2章 【1】1. 企画・提案を求める水準 第3章 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案、(5)対象国の便宜供与	「応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。」等とありますが、当該R/Dを共有いただくことは可能でしょうか。	RDの共有が遅くなりすみませんでした。今月10日(月)に連絡済みのGIGAPODにあげておりまして、その旨連絡済みです。まだダウンロードできていないのであれば、再度アップしたいと思います。
2	10	第2章 【2】第3条2.(3)科学的知見に基づく水質・汚染源管理と既存分析基盤の活用等モデルについて	第3条2.(3)では「汚濁負荷解析モデル及び将来アセスメントモデル」、「モデリングのためのデータ解析ソフトについては供与先に留意する」、活動3-3では「将来予測評価モデル」、第7条では「データ解析ソフト(汚濁負荷解析ソフト)1台」と記載されています。以下をご教示ください。 ①「将来アセスメントモデル」と「将来予測評価モデル」は同一のものを指すとの理解でよいでしょうか。 ②「汚濁負荷解析モデル」と「将来アセスメントモデル(または将来予測評価モデル)」は、用語から推定すると、前者は流入負荷、後者は湖内での水質の変化を推定するためのモデルと想定されます。本プロジェクトでも、同様の理解でよいでしょうか。 ③ 第3条2.(3)の「モデリングのためのデータ解析ソフト」と第7条の「データ解析ソフト(汚濁負荷解析ソフト)1台」は同一のソフトを指すとの理解でよいでしょうか。また、当該ソフトで、②の汚濁負荷解析(流入負荷解析)のみを行う想定でしょうか、それとも湖内水質の将来予測の双方を行うことを想定しているのでしょうか。	①「将来アセスメントモデル」と「将来予測評価モデル」の関係についてご理解のとおり、本プロジェクトにおいては、第3条2.(3)でいう「将来アセスメントモデル」と、活動3-3でいう「将来予測評価モデル」は、同一のモデルを指します。なお、活動3-3は当該モデルの構築及び活用を想定した活動として整理しています。 ②「汚濁負荷解析モデル」と「将来アセスメントモデル(将来予測評価モデル)」の役割分担について ご理解のとおりです。本プロジェクトでは、「汚濁負荷解析モデル」は、流域内の各種汚染源(固定発生源、非点源、流入河川等)からマナグア湖へ流入する汚濁負荷量を把握・推定するためのモデルを想定、「将来予測評価モデル」は、上記で推定された汚濁負荷量や各種対策シナリオを踏まえ、湖内の水質変化や改善効果を評価・予測するためのモデルを想定しています。なお、モデル構成については、流入河川から湖沼までを一体的に解析する方法、又は河川側で推定した汚濁負荷量を入力条件として湖内水質を解析する方法等ありますが、具体的なモデル構成はデータ状況や運用性を踏まえてプロジェクト開始後にCPと協議を行って決定していくことを考えています。 ③「モデリングのためのデータ解析ソフト」と「データ解析ソフト(汚濁負荷解析ソフト)」の関係について 第3条2.(3)の「モデリングのためのデータ解析ソフト」と、第7条の「データ解析ソフト(汚濁負荷解析ソフト)1台」は、同一のソフトウェアを想定しています。また、当該ソフトウェアについては、②で示した汚濁負荷解析のみを対象とするものではなく、プロジェクトで構築するモデル体系の運用に必要な機能を備えたものを想定しており、汚濁負荷解析及び将来予測評価(湖内水質シミュレーション)の双方への活用を想定しています。なお、②で示したとおり、データ状況や運用体制を踏まえた現実的なモデル構成が重要と考えています。

3	12	第4条 業務の内容	○第三国研修について 特記仕様書(案)第4条には、第三国研修に関する記載がありませんが、R/Dには第三国研修の実施が明記されております。第三国研修に係る業務および経費は本契約の対象外という理解でよろしいでしょうか。もし、本契約の対象に含まれる場合、第三国研修のための人月や予算が別途確保されているのでしょうか。	第三国研修は実施します。本契約の対象として含まれるということで、プロポーザルの作成をお願いします。こちらの記載がなかったところすみませんが、当該費用は定額計上として第4章4.(4)に追記させていただきます。また、第2章特記仕様書(案)第4条2.(3)として以下のとおり追記させていただきます。(以下(3)以降繰り下げします。) ご指摘ありがとうございます。 (追記事項) (3)第三国研修 本プロジェクトでは第三国研修の実施を行う。研修実施候補国については中南米地域、特に水銀対策や流域水質管理の協力経験を踏まえてウルグアイを想定しているが、プロジェクト開始後CPと協議して決定すること。
4	13	第2章【2】第4条 2. (1)プロジェクトの活動に関する業務	現地研修及びセミナーの想定規模として、「プロジェクト成果進捗セミナー(約3回)」及び「水質管理(モニタリング、汚濁負荷解析等)技術研修(約6回)」が示されていますが、見積もりの扱いが明確にされていません。これらは対面・オンライン併用とされていますが、例えばセミナーは60名という大規模想定の中で想定対面参加者数の設定により想定会場規模に幅が出ること、また技術研修は複数日に跨る日程で6回と回数が多いことから、対面参加人数設定やその他積上げにおいて金額差が大きくなる可能性があると考えます。これらを踏まえ、競争の公平性の観点から本費用を定額計上としていただく事は可能でしょうか。	実施する内容は具体的に記載していると考えておりまして、現案に記載のとおりとさせていただきます。
5	14	第2章【2】第4条2. (2) 本邦研修	表内の目的・研修内容の文章が見切れておりますため、全文をお示し頂けないでしょうか。	申し訳ありません。以下のとおり全文を記します。 「湖水環境管理に向けて本邦で行われている管理技術及び関係機関の連携に係る政策等について習得することを目的とする。」
6	16	第2章【2】第5条 報告書等	事業完了報告書のCD-R1部とありますが、日本語・西語1部ずつの計2部という理解でよろしいでしょうか。	日本語・西語両言語を含んだデータでのCD-Rを1部の想定としています。

7	19	第2章【2】第7条 機材調達	調達機材として簡易水質モニタリング機器及びデータ解析ソフト(汚濁負荷解析ソフト)が本見積に含まれています。 ① これらは契約後にC/Pと確認の上、機材名、数量、仕様を最終的に確定することとされています。提案時に想定する仕様によって金額差が生じるため、競争の公平性の観点から定額計上としていただく事は可能でしょうか。定額計上とはできない場合、現在ご想定されている仕様(例:簡易水質モニタリング機器の最低限の測定項目、解析ソフトにおけるライセンス形態・利用期間等)や、調達区分(現地/本邦 等)の想定等、お示しいただけないでしょうか。 ② R/DのPDMでは、日本側投入として「portable devices for monitoring the water environment, as well as software and computer equipment for environmental modeling」と記載されています。第7条では、想定する調達機材としてモデリング用のコンピューター機材の記載がありませんので、この扱いについてご教示ください。	①調達機材の定額計上及び想定仕様について ご指摘のとおり、簡易水質モニタリング機器及びデータ解析ソフトについては、契約締結後にC/Pと協議の上で最終的な仕様を確定することとしております。一方で、本案件ではこれら機材は業務実施上必要な機材として本見積への計上を想定しており、現時点では企画競争説明書に記載の条件によるものとします。以下のような仕様を目安としてご検討ください。なお、これらはあくまで現時点の想定であり、最終的な仕様はプロジェクト開始後にCPと協議の上で決定していくことを考えています。 # 簡易水質モニタリング機器 ・湖沼及び流入河川における現地測定を目的としたポータブル機器 ・水温、pH、溶存酸素(DO)、電気伝導度(EC)、濁度等の一般項目の測定を想定 ・数量は企画競争説明書記載のとおり5台を想定 # データ解析ソフト ・汚濁負荷解析及び将来予測評価モデルの運用に活用可能なソフトウェア ・ANA及びENACALによる継続利用を想定したライセンス形態を想定 ・数量は1ライセンス(1式)を想定 ②モデリング用コンピューター機材の扱いについて RD上記載されていますモデリング用コンピューター機材は、現時点では必須調達機材としては想定しておらず、まずはCP機関が保有する既存機材の活用を前提としています。ただし、プロジェクト開始後の詳細なニーズ確認の結果、モデル運用に必要な性能を有する機材が不足していることが確認された場合には、発注者・CP・受注者間の協議を踏まえて対応を検討することを想定しています。したがって、提案時点においては、モデリング用コンピューター機材の調達費用を見込む必要はありません。
8	20	別紙1 2.事業の背景と必要性	2020年には湖の水質保全を管理する「マナグア湖流域管理委員会」が法改正により廃止された旨の記述がありますが、本プロジェクトで設立を目指すマナグア湖管理委員会と廃止された「マナグア湖流域管理委員会」とで委員会の活動等について差異を想定されていらっしゃいましたらご教示願います。	本プロジェクトでは、過去の委員会組織を前提とするものではなく、別紙1「案件概要表」2. 事業の背景と必要性に記載のとおり、「国家統合的水資源管理行動計画(PAGIRH)2022-2026」に基づく関係機関の連携強化及び流域管理体制の構築を支援することを想定しています。
9	23	別紙1 3. (7) インプット ②	R/Dでは第三国研修をラテンアメリカ地域で1回実施し、候補国の一つとしてウルグアイが示されています。以下をご教示ください。 ① 第三国研修は本見積に計上するとの理解でよいでしょうか。その場合、積算の前提となる実施国、参加人数、研修期間、短期専門家の航空券経路等をご教示ください。 ② 研修受入機関への依頼及び受注者との連絡体制の構築は、貴機構にてご対応いただくとの理解でよいでしょうか。 ③ 第三国研修に伴う受注者の渡航は、「渡航回数の目途:延べ45回」に含まれているでしょうか。	①については、質問③の回答を参照願います。 ②に関しては、受注者での対応を想定しています。なお、JICA現地事務所等を通じての側面支援は行いますので、実施段階での関係者間の協議を行うことを考えています。 ③含まれています。

10	28	別紙2 共通留意事項 2. 選択項目 他の専門家との協働	長期専門家の派遣開始予定時期および派遣期間をご教示願います。	派遣開始時期は2026年8月、すでに現地での業務を開始しています。現時点での派遣期間は2年間で想定しています。ただし、プロジェクトの進捗状況や派遣継続の妥当性を確認したうえで、プロジェクト全期間にわたり派遣する可能性があります。						
11	36	第3章 2. (2) 業務量目途と業務従事者構成案	案件概要表(案)と公示とでは成果・活動の内容はほぼ同じであり、長期専門家との役割分担を見ても、日常的な活動のモニタリングや関係機関との調整を除き、プロジェクト実施の大部分は受注者が主担当と整理されています。 ① 案件概要表の短期専門家の約40P/Mから公示で示された27.73人月への変更において、削減内容をご教示ください。 ② 本邦研修対応を除く23.93人月に対し、渡航回数の目途は延べ45回であり、全てを現地活動に割り当てても1渡航当たり平均0.53人月となります。一方、現地再委託監理、データ整理・分析、各種報告書・技術協力作成物の作成等の準備業務も必要です。これらを踏まえ、公示には「上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。」とご記載いただいておりますが、渡航回数を公示の数量から削減した提案も可能でしょうか。	①案件概要表に記載の「約40P/M」は、詳細計画策定調査時点における概算の短期専門家投入量として整理したものです。その後、公示作成に当たり、長期専門家との役割分担の整理、業務内容・成果品の精査、現地再委託の活用等を踏まえて積算を行った結果、公示における業務量の目途を27.73人月としています。特定の活動のみを削減したというよりも、業務内容全体の精査及び投入計画の見直し等を反映したものです。なお、業務実施に当たっては、長期専門家とも連携しながら効率的な業務実施を図ることを想定しています。 ②記載の渡航回数(延べ45回)は、案件概要表に基づいて目安として示したものです。業務目的及び成果の達成に支障がなく、提案する実施体制・業務工程・投入計画との整合性について合理的な説明がなされる場合には、渡航回数を公示記載の目途より少なく設定した提案を行うことは可能です。						
12		上述回答を踏まえ、以下の通り企画競争説明書に追記、修正いたします。 ○追記事項 「第3章 4 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について」に、右項目を追加いたします。 ○修正事項 「第3章 4 見積書作成にかかる留意事項 (2)上限額について」 (修正前)【上限額】186,854,000円(税抜) (修正後)【上限額】180,854,000円(税抜)	<table><tr><td>7</td><td>第三国研修実施</td><td>第 2 章 特記仕様書案 第 4 条 業務の内容 (3) 第三国研修</td><td>6,000,000円</td><td>参加者の出張旅費 (交通費、宿泊費等)、会場借上費、研修先謝金等</td><td>一般業務費セミナー実施関連費</td></tr></table>	7	第三国研修実施	第 2 章 特記仕様書案 第 4 条 業務の内容 (3) 第三国研修	6,000,000円	参加者の出張旅費 (交通費、宿泊費等)、会場借上費、研修先謝金等	一般業務費セミナー実施関連費	
7	第三国研修実施	第 2 章 特記仕様書案 第 4 条 業務の内容 (3) 第三国研修	6,000,000円	参加者の出張旅費 (交通費、宿泊費等)、会場借上費、研修先謝金等	一般業務費セミナー実施関連費					

以上